



育児支援サービス補助事業を ご存知ですか??

男女共同参画推進室では、教職員(非常勤職員を含む)・学生の育児と仕事との両立を支援するために、育児支援サービスを利用した際の料金の一部を補助する 事業を実施しています。是非ご活用ください。

事業内容



- サービス利用料の5割を補助します。
- 職員1人(1世帯)につき、補助上限額 年間50,000円(令和3年度)まで補助します。
※但し、予算により変更あり
- サービス利用時間は、就業時間中(通勤時間を含む。)で、出張、土日、祝日の入試業務、行事などによる時間外労働、休日労働も含まれます。
- この補助金は給与所得の一部とみなされるので、所得税の課税対象となります。

補助対象となるサービス

- *ベビーシッター会社
大分市HP 大分市認可外保育施設一覧表【ベビーシッター】参照
(その他の場合も男女共同参画推進室要相談)
- ※個人のベビーシッターサービスを利用した場合は補助対象外です。
- *各市町村で行っているファミリー・サポート・センター事業

利用資格

- (1)常勤及び非常勤(勤務時間が1日6時間以上かつ週30時間以上)の教職員・学生
- (2)小学校6年生までの子どもを養育している者
- (3)配偶者がいる場合は、配偶者が就労しているほか、配偶者の疾病等によりサービスを使わなければ就労することが困難な状況の教職員
ただし、本人が休職中、産前産後休暇中、育児休業または介護休業中の者は除く

※育児支援サービス補助事業に関する手引き、申請方法については男女共同参画推進HPに掲載中です☆
「子育て・介護に役立つ情報」をご覧ください。
男女共同参画推進室HP「FAB」
<http://www.fab.oita-u.ac.jp/>

■問合せ先■

総務部人事課ダイバーシティ推進支援係
内線：8573 (狭間キャンパスからは108573)
TEL：097-554-8573 FAX：097-554-6039
E-mail：fsupport@oita-u.ac.jp

大分大学 FAB

検索

